

東部地域総合型スポーツクラブ（通称：東部スポーツクラブ）社会体育事業細則

（事業内容）

第1条 クラブは、児童に対して学校生活の中で運動に親しませ、運動を楽しむ場を提供するとともに、児童のスポーツ・文化活動の実践を通して、児童のスポーツ・文化資質及び体力の向上のサービスを提供する。

（事業主催）

第2条 この事業の主催は東部スポーツクラブで行い、指導・教室の運営管理を東部スポーツクラブで行う。指導・教室の内容などについては、東部スポーツクラブの判断にて随時改正・変更できるものとする。

（会 員）

第3条 この事業の会員は東部スポーツクラブに属すること。

（会 費）

第4条 年会費及び月謝は、次のとおりとする。

年会費（初回）	6,000円	入会金含む
年会費（継続）	5,500円	
月 謝	500円×活動実施数	翌月納入・詳細は別紙参照

- 2 年度途中の入会者の会費は、入会金＋年会費を月割りした額とする。
- 3 年度途中の継続入会者は全額納付とする。
- 4 長期（3カ月以上）月謝を滞納したときは退部させることがある。

（その他の経費）

第5条 種目によっては別途、必要な経費を徴収することがある。

- 2 大会参加経費についてはその都度経費をあつめるものとする。
- 3 各教室での必要経費（備品・消耗品代）は教室ごとに定める。

（活動及び活動場所）

第6条 活動場所は健軍東小学校・東町小学校の体育館及び運動場とする。

- 2 平日は2時間以内。土・日・祝日・長期休業期間は3時間以内とする。
（児童の発達段階や健康状態に十分考慮する。練習試合や大会への過度の参加を避ける。）
- 3 大会参加の場合は、大会参加計画書を作成し、事務局へ事前に提出する。
- 4 児童・保護者は練習及び大会での方法などについては指導者に一任する。

（入会資格）

第7条 本細則及び東部スポーツクラブ規約に同意するもの。

- 2 クラブに入会できるものは、原則として4年生以上とする。ただし、種目及び地域の実態を踏まえて、他の学年及び他地域の参加を認めることができるものとする。
- 3 会員の各教室参加は個人の自由参加とする。
- 4 会員はクラブが定める規約を遵守し、これに反する者については退会させることができる。

（入会手続き）

第8条 クラブに入会を希望する者は、所定の手続きを行うとともに会費を納入しなければならない。

- 2 会員の資格は、退会等によって喪失するものとする。

（小学生の東部スポーツクラブ夜間参加）

第9条 小学生の夜間における参加については、保護者同伴とする。

（休 部）

第10条 病気等の理由で休部する場合は、休部届を提出、翌年迄休部できる。会費の払い戻しは行わない。

第11条 年会費

(年1回徴収 更新月は4月)

回数	金額
4月	6,000円
5月	5,750円
6月	5,500円
7月	5,250円
8月	5,000円
9月	4,750円
10月	4,500円
11月	4,250円
12月	4,000円
1月	3,500円
2月	3,000円
3月	2,500円

2 月 謝 (毎月徴収 各教室指導費に充当)

回数	金額
1回	500円
2回	1,000円
3回	1,500円
4回	2,000円
5回	2,500円
6回	2,800円
7回	3,200円
8回	3,600円
9回	4,000円
10回	4,400円
11回	4,700円
12回以上	5,000円

- 3 月謝は教室の指導日とし、上記に当てはまらない教室や大会参加・教室外の活動は別途定める。
- 4 複数の教室に参加の場合は、各教室ごとの月謝徴収とする。

附 則

1. 本細則は、平成31年4月1日から施行する
2. 令和2年5月24日 一部改正。